

第五次孺恋村総合計画

(平成23年度～平成32年度)

「人と自然 やすらぎと活力のある 村づくり」

～さわやかな高原の村“つまごい”の
明るい未来をめざして～



雄大なキャベツ畑

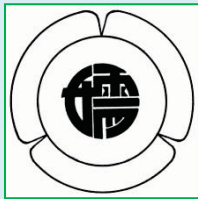
村民憲章

なげかけることばにほほえみを
さしだすその手にぬくもりを

つ まごいの 野菜・山菜 母の味
ま ず健康 わきだす泉の知恵をそえ
ご くろうさま 働く喜び野にこだま
い つまでも 浅間のような たくましさ
村 びとが ほこる歴史と 文化財

(昭和 55 年 4 月 21 日制定)

村章



外輪は孺恋村の特産であるキャベツを図案化したもので、中央は「孺」の図案化で全村の円満なる発展を祝福したものです。

村の木：しらかば



村の魚：やまめ



村の花：リンドウ



目 次

○挨拶

○序 章

1. 孀恋村の概要
 (自然的背景)
 (村のあゆみ)
2. 計画策定の背景
3. 計画策定の基本的視点
4. 計画の構成
5. 時代の潮流
6. 村づくりへの課題
7. 総合計画策定における庁内体制について
 <策定推進体制>

○基本構想

- 第1章 孀恋村の将来像
 - 第1節 村づくりの理念
 - 第2節 将来指標
 - 第3節 土地利用構想
- 第2章 施策の大綱
 - 第1節 施策の体系
 - 第2節 基本的施策

○基本計画

- 第1章 自然と人々が共生する村づくり (基盤整備)
- 第2章 健やかで人にやさしい村づくり (保健福祉整備)
- 第3章 生きる力をはぐくみふるさとを愛するひとづくり (教育文化振興)
- 第4章 安定と元気のある産業を生み出す村づくり (産業雇用振興)
- 第5章 やすらぎと潤いのある村づくり (生活環境整備)
- 第6章 未来へ向けた行財政をめざして (行財政運営)

○アンケート調査

○参考資料編

明るい未来をめざして！ 第五次嬭恋村総合計画を策定しました

本村では、平成23年度を初年度とし、10年後をしっかりと見据え、長期的な村づくりの方向性を定めた「第五次嬭恋村総合計画」を策定しました。

総合計画の村づくりの理念として『**人と自然 やすらぎと活力のある 村づくり**』
～**さわやかな高原の村“つまごい”の明るい未来をめざして**～ を定め、村の豊かさを築いてきた「人」と「自然」を村づくりの基本視点におき、「やすらぎ」の提供と「活力」を生み出すために継続性のある明るい未来を目指します。



そのためには、地域を担う人材の育成とともに、人と自然の共存共栄が必要です。かけがえのない自然を今後も大切にしながら、住民の、住民による、住民のために、行政と住民が協働で村づくりに参画することが求められています。

また、村民憲章による『**なげかけることばに ほほえみをさしだすその手に めくもりを**』の理念を大切に、ひとりひとりを尊重し、ともに手をたずさえ互いに支えあいながら輝く明るい未来を目指して村づくりを進めます。

本村でも、人口減少や少子高齢化等社会状況が大きく変化する中、産業等の振興対策、上信自動車道を視野に入れた道路交通網の整備、情報化社会への対応など多くの課題を抱え、財政の健全化、行政のスリム化・効率化を目指し、最小の経費で最大の効果を生み出す視点が求められています。

これらの課題に迅速かつ適切に対処するために全職員一丸となって、住民サービスの充実に取組みますので、住民の皆様方のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、この計画の策定にあたりまして、ご協力を賜りました総合計画審議会委員の皆様やアンケート調査などご協力いただきました住民の皆様方に対しまして、心から厚くお礼を申し上げます。

平成23年1月吉日

嬭恋村長 熊川 栄

孀恋村総合計画策による 更なる村の発展に向けて



21 世紀に入り、世の中は国際的な動きやグローバル化により様々な形の中で情報が入組み発信されています。世界をリードするアメリカ、経済成長著しい中国など、世界の中で何が起こるか目が離せない状況にあります。2 年前のリーマンショックでは、またたく間に全世界が経済危機となりました。

このことから分かるように、今は全ての情報がネットワーク化され発信されています。世界の中での日本は円高に苦しめられ、T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）の解放を攻められ、政権担当をしている民主党は政権安定が図られない状態が続いています。一方、地方も過疎化などにより一度落ち込んだ経済からは、中々脱却できず苦しんでいるのが実態であります。

私たち孀恋村も例外ではありません。これら経済面や少子高齢による社会不安などを課題とし、将来の孀恋村がより発展し、安心して暮らせる村づくりを構築しなければなりません。この総合計画は、このような状況下で策定され、住民の意見を反映し、明るい村の未来を目指しており、大変意義の大きいものであると思います。

まず、基本構想の表題は【人と自然、やすらぎと活力のある村づくり】です。これを実践するためには人材育成と人と自然の共存共栄が必要です。かけがえのない自然を今後も大事にしながら「住民の住民による住民のため」に行政と住民が協働で村づくりに参画すること。又、私たちは、先人達より引継いだ孀恋村のすばらしい自然・美しい景観・清らかな空気・水、そして村民の温かい人情を守り、子孫に受け継ぐのが私たちの責務です。

終わりになりますが、この基本構想が孀恋村の更なる発展につながり、子孫繁栄あることを願い、挨拶とさせていただきます。

平成23年1月吉日

孀恋村議会

議長 竹渕 三次

○序 章

1. 嬭恋村の概要

(自然的背景)

嬭恋村は群馬県の北西部に位置し、東は長野原町・草津町に、西・南・北の三方は長野県に接しています。村の東部を除く外周には、浅間山・湯の丸山・四阿山・白根山などの標高2,000m級の山々が連なり、太平洋側と日本海側の大分水嶺をなしています。村の中央部を西から東に吾妻川が流れ、集落の大部分はこの流域に散在しています。地質は火山灰土の腐食土壌が多く高原野菜の適地となっています。気候は高原地帯だけに夏でも涼しく、年間の平均気温は8℃前後で、一日の温度差が大きいのが特徴です。特に気温・湿度は避暑に最適で、軽井沢にもまさる避暑地を形成しています。冬の寒さが厳しいことからスピードスケート等が盛んで、冬期五輪に延べ9人出場し、メダリストを2名輩出しています。



四阿山

(村のあゆみ)

本村の歴史は、村内各地から発見される石器や土器などから、約6千年前の縄文時代にさかのぼります。以来、関東地方と中部高地の両縄文文化の影響を受けて著しい発達を遂げ、古代国家の成立する頃は、目立つ動きはみられませんでした。律令体制の末期とされる平安時代になると、各所に住居が造られ集落も形成されるようになりました。



冬の浅間山

文献的史料によるとそのころの嬭恋村は、「三原庄」とか「吾妻庄」と言われ、信濃源氏の末裔とされる海野氏の支配下にあったとされます。鎌倉時代になると、海野氏の一族である下屋氏の治める地となり、やがて、その子孫である鎌原氏の支配する地となりました。戦国動乱の世にあっては真田氏の領地となり、江戸幕府

が成立すると真田氏の沼田藩領となり、その支配は天和元年（1681）の真田氏改易まで続き、その後は幕府直轄領となり明治維新まで代官所による支配が続きました。この間、江戸時代を中心とする時期には、上州と信州を結ぶ街道が整備され、沿道には宿場が設けられ、大笹には関所も置かれるなど、人馬の往来で賑わいました。

また、天明3年（1783）には浅間山の噴火があり、噴火に起因する『岩屑なだれ』は、浅間山北麓に大きな災害を発生させ、特に鎌原村は犠牲者477名など壊滅的な被害を受けました。



鎌原観音堂

明治22年の市町村制の施行に伴い、かつての田代・大笹・干俣・大前・門貝・西窪・鎌原・芦生田・今井・袋倉・三原の各村が合併して、現在の嬭恋村が誕生しました。村名は、日本武尊と愛妻弟橘媛との間のロマンに満ちた伝説に由来するものです。

明治末期から導入された高原キャベツは、気候条件に合うとともに農地造成や道路改良などによって村の基幹産業に大きく成長しました。昭和30年代から繁栄した硫黄鉱山も40年代半ばに閉山になり、大幅な人口減少が生じましたが、その頃から雄大な景観やすばらしい自然により、浅間高原一帯で別荘開発が進み、「総合保養地域整備法」による特定地域にも指定され観光リゾート地としても知られるようになりました。



愛妻の丘

平成16年に“吾が妻恋し村”の村の由来より活動が始まり、「愛妻の丘」が完成。「愛妻家の聖地」としての村づくりが進められています。

2. 計画策定の背景

本村は、昭和48年度を初年度とした「総合計画」を策定以来、『誰もが幸せをつかむことのできる村づくり』を大目標に様々な施策を推進してきました。平成13年に『ともに考え、ともにつくろう、ほこれる嬭恋』をスローガンとする「第四次嬭恋村総合計画」を策定し、地域づくりを進めています。



嬭恋村役場

今日の社会状況は、少子高齢化の急速な進行、高度情報化・国際化の進展、地球規模での環境意識の高まり等あらゆる分野において大きな転換期を迎えています。行政ニーズが多様化する一方で、国・地方自治体は財政危機に直面しており、国の政権交代による先行き不透明な国政運営と相まって依然として厳しい経済状況が続くことが予想されます。

そうした中で、自治体運営は、行政のスリム化、効率化や生産性の向上を目指し、最小の経費で最大の効果を生み出す経営の視点が不可欠となっています。

本村においても、急速に進展している少子高齢化社会への対応並びに基幹産業の農業・観光等産業振興対策・上信自動車道を視野に入れた道路交通網の整備、情報化社会への対応など多くの課題や問題を抱えています。

また、実質公債比率が25%を超え早期財政健全化団体となった本村が、最優先に取り組む課題は財政を健全化することです。しかし、厳しい財政状況であっても、住民福祉の向上のため必要な財政支出はしていかなければなりません。

そのためには、実現性のある計画を策定し、住民の理解を得ながら限られた財源を有効に活用することを基本に、効率的な行政運営を目指して行かなければなりません。

今までのような、行政主体の地域づくりには限界があります。これからは、地域で生活している様々な人々とともに地域づくりを進めていく必要があります。恵まれた自然環境の中で、住民

と行政の協働による村づくりを目指します。

この計画は、「人と地域の共栄と、人と自然の共存共栄、人と行政とが協働できる村づくり」という基本姿勢のもと、本村を取り巻く諸情勢の変化に対応しながら新たな施策体系を確立し、村民が主役の未来図を描いていきます。

3. 計画策定の基本的視点

本村には、子ども、若者、働く人、お年寄りなど様々な人々が生活しています。村民がよりよく生活できるように、「こんな村にしたい」と目標を立てて地域づくりをしていくことが大切です。

村民の皆さんに、村政に対する理解、協力を積極的に要請するためにも、計画策定に当たっては地域住民・各区・各種団体などが率先して地域づくりを進めていくことが必要です。

そのためには、地域で生活している様々な人々が、地域のビジョンや課題を共有し、地域経営の視点での地域づくりが不可欠です。住民と行政が一体となり、地域づくりを推進するため、以下の視点に策定の重点をおくこととします。

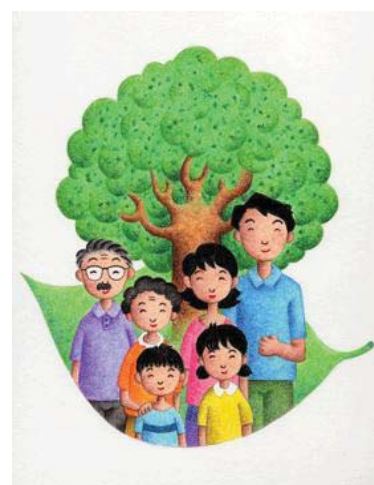
(1) 村の特性を十分活かした独自性のある計画であること

本計画は、恵まれた自然環境の保全を根底に農業、観光、温泉、歴史など本村が長年培ってきた特有の風土の上に立ち計画を立案します。

また、新たな地域資源の発掘や発展に努めるとともに快適な生活環境の整備や山積する課題への対応を含め、本村の特性を踏まえた独自性のある計画を策定します。

(2) 住民との協働による、住民参画の計画であること

村づくりの方向性、行政情報・地域情報等について、住民と行政が考え方を共有することを目指し、より多くの住民参画を得ながら村づくりへの関心を高められるような計画を策定します。そのため、住民アンケート調査等を実施し「前計画に対する評価」と村民が望む「村の将来像」について検討します。



(3) 全職員が携わる計画づくりであること

この計画は、村行政推進の指針となるものであり、職員の行政執行のガイドブックであります。この目標を実現するには、職員一人ひとりの意識の高揚が必要となります。

そこで、本計画策定にあたっては、職員全員が何らかの形で計画づくりに参加するよう努めます。

(4) 目標が明確で実行性のある計画であること

総合計画が何を目標としているか明確にし、従来どおり成果目標を設置します。また、達成状況を評価し、行政評価による進行管理を適正に行います。

また、厳しい財政状況の中で計画の実現を図るため、各地域計画や各課の個別事業計画との整合性を図り、施策や事業の実行性が担保された実行性のある計画づくりを行います。

(5) 効率的・効果的な行財政の運営計画であること

村では財政健全化計画を策定し「早期財政健全化団体」からの脱却を目指し取り組んできました。平成21年度決算では、実質公債比率が24.7%となり、上記団体から脱したものの、県の起債制限を要しない実質公債比率が18%以下となるのは平成26年度の予定です。

そうした状況の中でも、多様化する住民ニーズには柔軟に対応して行く必要があります。より

一層、事務事業の効率化や組織の活性化を図り、引き続き行財政の構造的な改革を進め有限な財源を効率的・効果的に活用していきます。

また、個人情報の保護や情報公開を適正に実施し、公平で公正な透明性の高い行政運営を推進します。

4. 計画の構成

本計画は、**基本構想**、**基本計画**、**実施計画**の3部構成とします。

(1) 基本構想

基本構想は、本村の10年後の将来を展望し、地域づくりの基本的な理念や目標像とその実現のための基本方針を示し、総合的かつ計画的な行政運営の指針となるべきものとします。

行政のみでなく、地域住民のみなさんと努力して達成される将来像を目指します。計画期間は、平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）までの10年間とします。

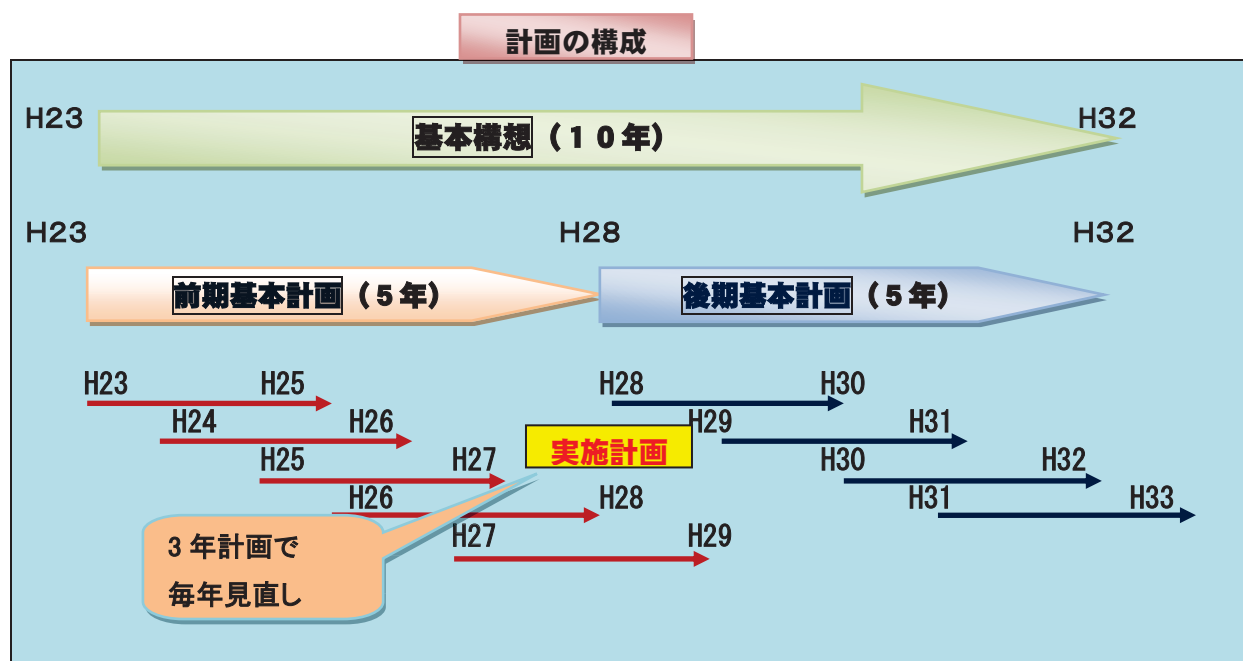
(2) 基本計画

基本計画は、基本構想で示す地域づくりの基本方針にもとづいて、各分野において取り組む施策方針を体系化します。計画期間は、基本構想期間の前期に相当する平成23年度（2011年度）から平成27年度（2015年度）として、施策方針にもとづく目標指標を示し達成度を点検するものとします。

また、平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）の後期については、社会経済情勢の変化や計画の評価などを踏まえ、改めて見直しを行うものとします。

(3) 実施計画

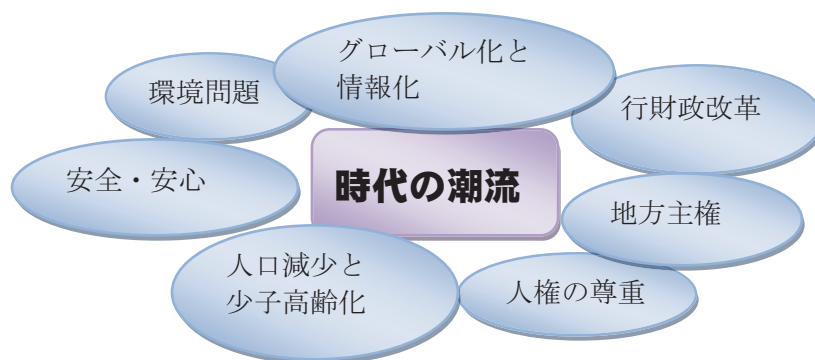
実施計画は、基本計画に掲げた施策方針を具体的な事業として定めるものであり、財政的な裏づけや社会経済情勢を判断しながら、3年間の計画を「事務事業評価」と「毎年度の予算」と連動しながらローリング方式で毎年度更新することにより実効性の高い計画とします。



5. 時代の潮流

本村を取り巻く社会経済情勢は、わが国がこれまでに経験したことの無い人口減少社会に突入したことで、自己決定、自己責任の原則に立った地方分権を軸として変化を続けています。

本村の将来展望や新しい村づくりの課題に関する時代の潮流について、主要な動向をあげてみます。



(1) 人口減少と少子高齢化を軸とした社会経済の転換

合計特殊出生率（統計的指数で、1人の女性が生涯に生む子供の平均数を示す）は、1971年（昭和46年）の2.16人から低下を続け、人口を維持できる水準とされる2を下回り、2005年（平成17年）には1.26人となりました。そして、わが国の人口は予測よりも早く2004年（平成16年）をピークに人口減少に転じ、これまで経験したことの無い人口減少社会を迎えました。また、団塊の世代が高齢期を迎えることなどに伴って、高齢化が一層進むものと予測されます。

(2) 環境問題を軸とした社会経済の転換



20世紀における人類社会の急激な成長を支えてきた化石燃料を利用したエネルギー消費によって、このまま進めば温暖化に伴って、2030年前後には食糧危機など地球規模で環境破壊が進む危険性が指摘され、地球規模での環境保全、自然生態系に対する危機感が世界に共有されるようになりました。

また、大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済活動に伴って、環境負荷の増大が深刻な社会問題となっています。今後、持続可能な発展のための社会経済の枠組みが真剣に模索され、適正生産、適正消費、最小廃棄の循環型経済の構築に向けて、変革が実行されて行くものと思われます。

(3) 人権の尊重

21世紀は「人権の世紀」ともいわれます。しかし、近年増加する家庭内暴力や児童虐待、高齢者虐待などとともに、性や年齢、国籍による差別など、様々な人権侵害に関する問題はいまだに解決されていません。

人権啓発及び人権教育を推進し、各種の差別や暴力に対して人権擁護の対策をたてるとともに、様々な文化の共生やユニバーサルデザインなどの視点にも配慮しながら「人権尊重」を重要な課題として位置づけ、あらゆる施策の基本に据える必要があります。

(4) グローバル化と情報化の進展

地球規模的（グローバル）な経済の進展やインターネット等の普及によって、企業の国際競争

の激化、人材の国際的交流が進んでいる中で、民間や自治体行政においても、ISO取得に象徴されるようにグローバル・スタンダード（地球規模的標準）化が求められています。



今後、様々な国の人々との交流が一層進んでいくと思われます。このため、お互いを認め合うことや交流を進めることによって、多文化共生の考えや相互理解を深めるなど、国際化社会への対応が求められます。

一方、情報化の進展により、人々の価値観やライフスタイルをはじめ、産業構造や教育など様々な分野において、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。このような中で、個人情報の保護や情報通信ネットワークを活用した新たなシステムの導入など、行政サービスのあり方にも新たな対応が求められます。

（５）安全・安心へのニーズの高まり

私たちの暮らしにおいては、地震や台風などによる自然災害の増加や犯罪の増加と凶悪化、低年齢化に加え、住環境や食生活、消費生活をめぐる問題など、暮らしを脅かす社会不安が大きくなっています。

このため、暮らしの中の様々な面において、子供からお年寄りまで全ての村民が、安全で安心して暮らせる村づくりへの対応が強く求められています。

（６）地方主権とパートナーシップの構築

国は、従来の「ひも付き補助金」の代わりに、自治体が自由に使える「一括交付金」を導入するなどの改革案を盛り込んだ「地域主権戦略大綱」（仮称）の策定に向け、本格的な論議をスタートさせました。「住民に身近な行政は、地方自治体が自主的かつ総合的に担い、地域住民が自らの判断と責任において諸課題に取り組む」と地域主権一括法案に明記しています。そのためにも、地域の実情にあった行政を行うことが求められています。



住民も公共を担うパートナーという認識が広まり、地域づくりへの参加意識も高まる中、地域づくりの担い手は住民であることを改めて認識し、住民の自主的、主体的な活動を進めることが必要となっています。そして、これからの地域づくりは、住民と行政が役割を分担し、協働により進めることが求められています。

（７）行財政改革の推進

国においては行財政改革・民営化・規制緩和という構造改革が進められており、地方行財政制度についても「三位一体改革」として国庫補助金や地方交付税制度の改革が進められています。国・地方ともに厳しい財政状況とはいえ、法律で保証された住民生活を守るための責務を果たさなければなりません。

行財政改革の基本は、大切な税金を効果的に使い、住民福祉の向上につながる良い公共財産、公共サービスを形成することによって、将来の世代が夢を持てる社会経済を築くことです。公共投資については、どのような費用対効果を想定したかという事前評価や、どのように進捗しているかという現状評価、実際どのような効果があったかという事後評価を行い、思い切ったスクラップ・アンド・ビルドを推進するとともに、住民に対する説明責任に伝えていく必要があります。

そして、スリムな体制で、しかも効果的で効率的な行政運営を目指して、職員の政策形成能力の向上、行政システムの改善、執行体制の改善に取り組む必要があります。

6. 村づくりへの課題

村の概況、時代の潮流等を踏まえて、本村の村づくりの主要課題を次のようにしました。

(1) 保健・医療・福祉サービスの充実

健康づくり、地域医療、少子・高齢化対策、障害者の自立支援等に対する住民ニーズは大きいものがあり、今後も健康を維持しながら安心して子供を生み育てられ、高齢者や障害者も安心して地域で暮らすことができ、就労や社会参加できる村にするために、保健・医療・福祉サービスのネットワーク化や個別の福祉サービスの充実をさらに進めます。



(2) 村を担う人材の育成等

創造性が豊かで郷土愛あふれる人材の育成と、文化の香り高い村づくりに向け、幼・少・中の適正配置や学校教育環境の整備・充実を目指します。また、総合的な学習や芸術・文化・スポーツ・交流などの環境づくりや、貴重な文化財資源の保存と村づくりへの一層の活用を進め、家庭、地域、学校の連携を進めます。

(3) 自然豊かで、やすらぎのある村



バラギ高原石樋

本村は、緑豊かな自然の中に集落があり、上下水道の整備も進み良好な居住環境を保っています。今後も、誰もが住みよい村にするために、親水公園などの居住環境の整備を図ります。また、豊かな自然を最大限に生かしながら環境・景観を重視した特色ある地域づくりを進め、自然環境との共存共栄を図るとともに、限りある資源を有効に利用するための資源循環型の村づくりを目指します。

(4) 災害に強く、安心して生活できる村

浅間山噴火をはじめとする自然災害から、地域住民や観光客の生命・財産を守ることは行政に課せられた使命です。災害対策マニュアル・ハザードマップ等の作成更新を行っていきます。

また、交通事故や防犯・災害のない安全・安心な地域づくりを推進し、快適で安全な暮らしが実感できる質の高い生活環境づくりを進めます。

(5) 広域的な視点に立った基盤の整備

上信自動車道を含めた国・県道等の広域交通網の充実や、鉄道等の公共交通網の利便性の充実を図ります。それに対応しながら情報通信基盤の整備とともに農林業、観光業、商工業、住宅地等の調和のとれた土地利用を推進するなど、広域的視点に立った基盤整備をめざします。



浅間白根火山ルート

(6) 少子・高齢化の対策

本村における少子高齢化は、今後も急速に進むことが予想され、総人口も1万人を割り込む予想がなされています。1万人を維持するためには、産業、就労、教育、社会保障、社会基盤など社会経済の様々な面で大きな変革を必要とし、福祉施策や保健施策だけでなく、村全体で相互に支え合う環境づくりや取り組みを行います。

(7) 基幹産業を基軸とした新たな産業構造の確立



本村の基幹産業は、農業と観光です。農業面では、後継者対策も含め安心して農業に取り組める環境整備を進めます。観光面では、都市との交流など交流人口を増やししながら、雇用対策も含め通過型から滞在型観光地への移行を目指します。そのためには農業・観光・商業・工業が連携しながら、生産、加工、販売、交流までつながった産業の拠点づくりや地域の多彩な資源を活かしたネットワークの形成を目指します。

(8) コミュニティを重視した協働の地域づくり

地方分権時代の到来に即した、自立した地域づくり、個性豊かな地域づくりに向け、行政区や小・中学校区単位のコミュニティ活動をはじめとする多様な住民活動を促進します。また、ボランティア活動やNPOの育成・支援を努めながら、住民自治の仕組みづくりや、住民と行政との協働体制の確立を進めます。



(9) 費用対効果の高い財政運営

平成26年度に、県の起債許可が不要となる実質公債費比率18%以下を目指します。そのため、行財政運営においては、住民にとって必要なサービスを提供するため、限られた財源を有効的に使うことを基本とし、政策形成能力の高い行政機構の確立を目指します。

(10) 地球温暖化防止への取り組み



国は国連総会において、1990年に対して25%のCO₂（二酸化炭素）を削減することを公約しています。本村には、CO₂を吸収する広大な森林資源があり、旧鉱山地帯や中小河川等自然エネルギー資源の宝庫です。水や空気・森林・景観といった豊かな環境を守りながら、地球温暖化防止のため、それらの資源を活用する取り組みを行います。また、ゴミ問題やレジ袋対策・太陽光など住民と協働で取り組める施策を積極的に推進します。

◎村の概況、アンケート結果、時代の潮流等を踏まえて、
村づくりの課題を次のようにしました。

- (1) 保健・医療・福祉サービスの充実
- (2) 村を担う人材の育成等
- (3) 自然豊かで、やすらぎのある村
- (4) 災害に強く、安心して生活できる村
- (5) 広域的な視点に立った基盤の整備
- (6) 少子・高齢化の対策
- (7) 基幹産業を基軸とした新たな産業構造の確立
- (8) コミュニティを重視した協働の地域づくり
- (9) 費用対効果の高い財政運営
- (10) 地球温暖化防止への取り組み



10の課題

7. 総合計画策定における庁内体制について

- 総合計画策定委員会（上位計画との調整、庁内等の意思統一、計画全般の管理・調整）
教育長・各課長・各参事で組織する。
- プロジェクト会議（専門部会より提案される計画全般の調整・審議）
専門部会の正・副議長・書記長で組織する。
- 専門部会（分野別計画の検討・樹立。研究・審議機関として本計画の起草）
課長補佐及び係長等職責を超え全職員で委員として組織する。

<策定推進体制>

